

○下水道使用料減免基準

令和3年4月1日企業管理告示第5号

下水道使用料減免基準

(目的)

第1条 この基準は、河南町下水道条例施行規程（平成31年河南町企業管理規程第4号）第21条ただし書の規定により、漏水による下水道使用料の減免について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用実績水量 水道の前年同期分の使用水量又は減免対象使用月前6カ月間の平均水量のいずれか多い方の使用水量をいう。ただし、使用実績のないものについては、家族構成等を考慮した水量とする。
- (2) 漏水水量 減免対象（2カ月）水量から使用実績水量を差し引いた残りの水量をいう。

(適用範囲)

第3条 下水道使用料の減免は、漏水水量に係る使用料とし、下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が漏水と認めた場合に適用する。

(減免の範囲)

第4条 漏水水量に係る使用料の減免は、次のとおりとする。

- (1) 全部免除
- (2) 一部軽減

(全部免除)

第5条 前条第1号の全部免除は、次の各号に定める場合とする。

- (1) 下水道管（汚水）に流入しない場合の漏水水量。ただし、過去に当該免除を受けている場合は、前回の当該免除の適用を受けた日から1年を経過するまでの間は、当該免除は行わないものとする。
- (2) 水道の給水装置の使用者又は所有者は、大阪広域水道企業団に対し給水を受けた水に対する必要な処置を請求したにもかかわらず、大阪広域水道企業団の都合で処置が遅延した場合。ただし、処置請求受付時点から処置完了時点までの間に漏水した水量を減免対象水量とする。
- (3) 大阪広域水道企業団による量水器の取付けが不十分なために漏水した場合、若しくは取付部分のパッキング不良により漏水した場合

(4) 火災による被災の場合で、前回の検針日から水道を休止するまでの間の使用水量

(一部軽減)

第6条 第4条第2号の一部軽減は、下水道管（汚水）に流入した漏水水量とし、その軽減範囲は40パーセント以内とする。ただし、過去に一部軽減を受けている場合は、前回の一部軽減を受けた日から1年を経過するまでの間は、一部軽減は行わないものとする。

(減免の対象期間)

第7条 減免の対象とする期間は2カ月分とし、次の各号のいずれかによるものとする。ただし、第5条第1号の全部免除は、漏水を発見し、漏水の修理完了後、修理が行われた日から遡って一番近い検針月分及びその修理が行われた日から遡って一番近い検針日から次の検針日までの期間とする。

(1) 検針の結果、水量にて漏水していると予測され、その後漏水発見が確定となり、修繕を完了した場合は、漏水の修繕が行われた日から遡って一番近い検針月分

(2) 前回までの検針水量には何ら異状なく、突然起こった漏水については、その修繕が行われた日から遡って一番近い検針日から次の検針日までの期間

(減免申請)

第8条 第5条及び第6条の規定による減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書兼漏水修理証明書（様式第1号）により管理者に申請しなければならない。

2 申請事由が、第5条第4号に該当する場合は、前項の申請書に富田林市消防長の発行する被災証明書を添付しなければならない。

(細則)

第9条 この基準に定めのない事項については、管理者が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に下水道使用料減免基準（平成18年河南町告示第88号）の規定により町長が行った処分その他の行為のうちこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後もなお、その効力を有するもの又は町長に対してなされた申請その他の行為のうち施行日以後に管理者が処理することとなった事務に係るものについては、この基準の規定により、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。